

## 公認装弾検定基準

### 1. 適用範囲

本基準は、国際射撃スポーツ連盟（以下 ISSF という）が公認するクレー射撃競技種目で（一社）日本クレー射撃協会（以下本会という）が実施する公式大会並びに本会が公認する地方公式大会において行われるトラップ種目、スキート種目及びダブルトラップ種目等に使用する装弾に関する基準について規定する。

### 2. 関連規定

本会の公認を得ようとする装弾は、ISSF が定める装弾の基準を満たすと共に、本会が発行するクレー射撃競技規則の装弾に関する基準に基づくものでなければならない。

なお、本規定にないものは、日本獵用資材工業会規格 SAAMA No.8（散弾銃用実包）、日本工業規格 JIS B9805（散弾銃用薬莢）、JIS K4817（散弾銃用雷管）、JIS B9806（散弾銃装弾用散弾）を準用する。

### 3. 薬莢

莢体部が紙、または合成樹脂で、莢底部が金属で製造されている薬莢とし、発射後の薬莢の長さは 70mm 超えてはならない。

### 4. 散弾

散弾は、ISSF が規定するクレー射撃競技用装弾の仕様（重量、材質、形状、大きさ等）を満たしていなければならない。

また、散弾はメッキされていても良い。黒色火薬、曳光弾、燃焼弾、或いは他の特殊な装弾は禁止される。

（1）散弾量は、1発あたり 24.5 g を超えてはならない。

（2）散弾は球形で、鉛、鉛合金、或いは ISSF が許可した材質でなければならぬ。

（3）散弾は、直径が 2.6mm を超えてはならない。

## 5. 装　　弾

装弾は、正常に整備された銃で、安全且つ確実に発射されなければならず、各種目用装弾に共通して、より大きな或いは特別な分散効果を得られるような内部の変更、例えば構成物の逆の詰め方や十字の仕切り等は許されない。

### (1) 最大腔圧

10 発の発射試験の平均値が、 $900\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下であること。

### (2) 弹　　速

(イ) 10 発の実射試験で、銃口より 0.9m の位置における平均値が  
トラップ用装弾にあっては 300m/S、スキート用装弾にあっては  
280m/S 以上であること。

(ロ) 弹速のばらつきは、10 発の発射試験における最高値と最小値が  
平均値の  $\pm 15\text{m/S}$  以下であること。

### (3) パターン

(イ) トラップ用装弾にあっては、30 インチフルチョーク銃で 5 発の發  
射試験を行い、40 ヤード(36.6m) 地点における 30 インチ(760mm)  
の円内に入る粒数は、発射前の弾粒数の 65%以上であること。

(ロ) スキート用装弾にあっては、30 インチフルチョーク銃で 5 発の發  
射試験を行い、40 ヤード(36.6m) 地点における 30 インチ(760mm)  
の円内に入る粒数は、発射前の弾粒数の 55%以上であること。  
また、26 インチスキートチョーク銃で、25 ヤード(12.9m) 地点  
で 55%以上であってもよい。

(ハ) この成績は、トラップ、スキート、ダブルトラップ共に、5 発の  
平均値とする。

### (4) 測定方法

腔圧、弾速、パターンの測定方法は、関連の SAAMA、JIS、SAAMI、  
C.I.P. 等の規定に準じて行う。

### (5) その他の性能

発射に際して異常な銃口煙、焰、発射音、飛散物及び連射機能の不良等射撃競技を阻害することがあってはならない。

## 6. 検定公認検査及び検定公認有効期間

検定検査を受け、公認装弾として認定されたものは、その有効期間を特別の場合を除き 2 年間とする。

なお、輸入装弾についてはその性質上、公認有効期間を最大で 4 ヶ月、国産装弾については最大で 2 ヶ月の延長期間を設けることができる。

### (1) 定期装弾検定会

定期装弾検定会については、本会が当該年度開始前までに装弾検定公認業者等に対し、検査の期日、場所を定めて予め通知した上で検定検査を行う。

申請者は本会に対し、検定会実施前に 1 弹種につき 50 万円の仮検定料を納付しなければならない。不合格となった場合は、本会より申請者に対して速やかに返金する。また、検査に合格した装弾については第 6 項に基づく公認有効期間を明記した公認証を発行し、本会から申請者へ送付通知する。

### (2) スポット検定会及びスポット検定公認有効期間

前述の定期検定会以外に公認申請を希望する場合は、申請者が本会に対し検定公認申請を別紙様式により申請し、書類審査を経た後、スポット検定会を実施する。

申請者は定期検定会同様に、検定会実施前に 1 弹種につき 50 万円の仮検定料と検定検査委員派遣費用負担金を本会宛に納付しなければならない。不合格となった場合は、本会より申請者に対して仮検定料のみ返金される。また、検査に合格した装弾については公認有効期間を明記した公認証を発行し、本会から申請者へ送付通知されるが、その際の有効期間は、当該年度の定期検定会で定められた期間の残余期間とする。

## 7. 検定公認料及びその表示等

本基準に基づく検定検査を受け、本会公認装弾として認定を受けた装弾製造業者、または販売業者は、次に定める年間の検定料を本会宛に支払わなければならない。

(1) (一社) 日本獣用資材工業会の傘下会社 (4 社)  
年間合計 8,000,000 円

(2) その他の関係業者  
1 社あたり 銘柄毎に年間 750,000 円

(3) 本基準に基づく検定検査を受け、本会公認装弾として認定を受けた装弾製造業者、または販売業者は、検定公認装弾としての表示を 25 個入り小箱のパッケージに印刷等により明示しなければならない。

#### 8. 検定公認の取り消し等

国産装弾、輸入装弾を問わず、検定公認料を滞納した場合、或いは検定公認装弾取扱い業者として相応しくないと検定委員会が判断した場合は、当該業者へ書面による指導・通告を行う。

書面による指導・通告後、改善が見られない場合は、理事会の承認を経て検定公認を取り消すことができる。

#### 9. 基準の改廃

本基準は、検定委員会の承認を経て改廃案を理事会へ上程し、理事会の承認を経て改廃することができる。

#### 附 則

1. 本基準は、昭和 57 年 3 月 10 日より施行する。
2. 本基準は、昭和 59 年 3 月 10 日より改正施行する。
3. 本基準は、平成 5 年 4 月 1 日より改正施行する。
4. 本基準は、平成 29 年 1 月 25 日より改正施行する。
5. 本規準は、令和 5 年 (2023 年) 3 月 6 日より改正施行する。